

11月、12月は「耕作放棄地解消強化月間」です。

～農地いきいきキャンペーン～地域ぐるみで農地を守ろう!

近年、農業の担い手の減少や高齢化によって、耕作放棄地が増えて農地が十分に活用されていない状況となっています。

そこで、11月、12月の「耕作放棄地解消強化月間」に、地域ぐるみで「農地を守る日」を設けて、耕作放棄地を発生させない取組を実践しましょう。

①農地を考える日

地域で農作業の作付け状況、不作付け地、農道・水路の状況について話し合いましょう。

②一斉耕うんの日

土づくり・雑草防除・景観保全のために地域ぐるみで一斉に「耕うん」しましょう。

③一斉草刈りの日

耕作放棄地やイノシシの隠れ場となる山際の「草刈り」をみんなで取り組みましょう。

◆耕作放棄地のビフォー・アフター



ビフォー(耕作放棄地)



アフター(再生された水田)

耕作放棄地の所有者に代わって、農作物が栽培できるように再生する活動を行う方に、必要な経費を支援する制度もあります。

お問い合わせ先

産業観光課

電話(0868)54-2987

「津山広域都市計画区域の整備、開発及び

保全の方針」の変更(案)の縦覧について

岡山県が決定する次の都市計画について、
都市計画法に基づき縦覧を行います。

都市計画案の内容

津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
縦覧期間及び時間

平成28年12月12日(月)～平成28年12月26日(月) 平日
(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

岡山県庁土木部都市局都市計画課

鏡野町役場まちづくり課

意見書の提出

変更案についてご意見のある方は、平成28年12月26日
(月)までに意見書を縦覧場所に提出してください。

お問い合わせ先

岡山県庁土木部都市局都市計画課計画班

TEL: 086-226-7492

鏡野町役場まちづくり課 TEL: 0868-54-2982

毎年12月3日～9日は障害者週間です

障害のある人もない人も共に生きる社会へ

障害者基本法では、みなさまに広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日～9日を障害者週間と定めています。だれもが暮らしやすい、人にやさしいまちづくりをすすめましょう。

お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 福祉係

電話(0868)54-2989 FAX(0868)54-2989